

只見町ブナセンター友の会会則

(目 的)

第 1 条 只見町ブナセンター友の会(以下「友の会」という)は、只見町ブナセンター (以下「センター」という) の活動を支援、協力することにより、只見町の自然・文化資源の掘り起こしと啓発を図り、それらを活用した地域づくりに貢献することを目的とする。

(活 動)

第 2 条 友の会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) センター活動の支援と協力を行うこと
- (2) センターへの意見や提案を行うこと
- (3) その他センター運営全般に関する協力

(会 費)

第 3 条 友の会の会費は、年 1000 円とする。

(会員特典)

第 4 条 友の会の会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) センターの企画する各種催しに参加することができる。
- (2) センターの会報等の情報を受けることができる
- (3) センターの活動を通じて、関連団体と交流を深めることができる。

(組 織)

第 5 条 友の会には、次の役員をおく。

- (1) 代 表 1 名
- (2) 副代表 1 名
- (3) 庶務会計 1 名
- (4) 監 事 2 名

2. 役員は、総会において互選により選出する。

3. 任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(職 務)

第 6 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、友の会を代表する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、代理をする。
- (3) 監事は、会計を監査する。

(総 会)

第 7 条 総会は、年一回開催する。議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(事務局)

第 8 条 友の会の事務局は、センター内に置く。

所在地：福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2590 番地

(経 費)

第 9 条 友の会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって充てる。

2. 友の会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(補 則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営に関して必要な事項は、代表が別に定める。

(附 則)

第 11 条 この会則は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。